

栗東市学童保育所 天災時・学級閉鎖時等の対応について

平成25年9月1日より実施

平成30年7月改定

令和6年8月改定

令和8年8月改定

①滋賀県下で「大雨・暴風・大雪等に関する特別警報、危険警報」が発令中の場合

②近江南部地域（大津市南部・草津市・守山市・栗東市・野洲市）に「暴風を含む警報」が発令中の場合

状 況	児童所在	学校の対応	学校への迎え	学童の対応
午前7時現在発令中 (平日・土曜日・長期休暇時)	在 宅	休 校	—	閉 所 ◎12 時時点で警報が解除された場合でも受け入れない。
在校中に発令	学 校	授業中止	保護者	受入不可 (学校の対応に準ずる)
学童通所中に発生した場合 (土曜日・長期休暇時)	学童	—	—	出来る限り速やかに保護者のお迎えを要請し、引き渡しを行う。

③「大雨警報等①②以外」で学校が臨時休業又は繰上下校した場合

状 況	児童所在	学校の対応	学校への迎え	学童の対応
児童が登校前で、学校が臨時休校となった場合	在 宅	休 校	—	閉 所
在校中に繰上下校となった場合	学 校	授業中止	保護者	受入不可 (学校の対応に準ずる)
			分団等による下校	通常どおり 開 所 ◎通常学童開所時刻までは、学校で待機 ◎指導員による学校への迎えは行わない。 (状況に応じて学校と連携し、登所時の児童の安全を図る。また保護者へ早めのお迎えを要請する。)

※土曜日・長期休暇時は、原則「開所」とします。

ただし、クラブ所在地や登降所の状況から災害の危険が予測され、臨時閉所・早めの降所とする場合は、市と協議してください。

④栗東市で「震度5弱」以上の地震が発生した場合

状 況	児童所在	学校の対応	学校への迎え	学童の対応
登校・登所前に発生した場合	在 宅	休 校	—	閉 所
在校中に発生した場合	学 校	授業中止	保護者	受入不可 (学校の対応に準ずる)
学童通所中に発生した場合	学 童	—	—	安全な場所に児童を避難誘導等すると共に、出来る限り速やかに保護者のお迎えを要請し、引き渡しを行う。

※学童保育所再開は、学校再開の状況を踏まえ、栗東市災害対策本部において協議し、決定。

⑤集団風邪等による学級閉鎖

状 況	児童所在	学校の対応	学校への迎え	学童の対応
健康状態に問題がない児童	在 宅	学級・学年・学校閉鎖	—	受入不可 (学校の対応に準ずる)
	学 校	授業中止	分団等による下校	

⑥発熱等体調不良

状 況	児童所在	学校の対応	学校への迎え	学童の対応
発熱等体調不良の児童	学 校	保護者連絡	保護者	受入不可 (学校の対応に準ずる)
	在 宅	欠席	—	受入不可
	学 童	—	—	保護者に連絡し、早めのお迎えを要請

⑦法定伝染病

状 況	児童所在	学校の対応	学校への迎え	学童の対応
法定伝染病感染疑いのある児童	在 宅	出席停止	—	受入不可 (学校の対応に準ずる)
	学 校	出席停止	保護者	

※伝染病の種類、登所停止期間は「栗東市立学童保育所 出席停止にかかる基準」による。

栗東市立学童保育所 出席停止にかかる基準【学校保健安全法施行細則準拠】

第三章 第十八条 第十九条

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで。
第二種	・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。) ・百日咳 ・麻疹 (はしか) ・流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) ・風疹 (三日ばしか) ・水痘 (水ぼうそう) ・咽頭結膜熱 (プール熱) ・新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	※病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 ・インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。): 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ・百日咳: 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ・麻疹: 解熱した後3日を経過するまで。 ・流行性耳下腺炎: 耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・風しん: 発しんが消失するまで。 ・水痘: すべての発しんが痂皮化するまで。 ・咽頭結膜熱: 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ・新型コロナウイルス感染症: 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 ・結核および髄膜炎菌性髄膜炎: 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

【感染症の種類】追記

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項 から第9項 (※1) までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

※1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 抜粋

第6条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ (かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

三 新型コロナウイルス感染症 (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症 (かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病 (一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。) であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

【出席停止の期間】追記

○ 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

○ 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校の対応に準ずる。

○ 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校の対応に準ずる。

○ その他の伝染病等については、医師の診断および学校の対応に従う。